

女性活躍推進法に基づく湘南信用金庫行動計画について、次の通り情報を公表します。

女性の活躍に関する情報公表						
令和5年6月30日						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
・採用した労働者に占める 女性労働者の割合	63.4%	55.0%	52.8%	59.0%	52.6%	63.9%
・労働者に占める 女性労働者の割合	39.4%	39.5%	39.3%	40.1%	40.8%	42.0%
・男女の平均勤続勤務 年数の差異	5年	4.4年	3.8年	3.6年	2.4年	4年
・係長級にある者に占める 女性労働者の割合	29.9%	34.0%	36.7%	36.9%	34.6%	39.1%
・管理職に占める 女性労働者の割合	6.3%	6.8%	6.9%	8.2%	8.8%	8.4%
※各年度末時点						

男女の賃金の差異に関する実績	
令和5年6月30日	
(全労働者)	70.4%
(うち正規雇用労働者)	69.7%
(うち非正規雇用労働者)	73.5%

(注釈・説明)

- ・対象期間 令和4年度  
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)
- ・対象者 対象期間において全月分の給与、賞与等の支給を受けた者

当金庫は現在、採用に関してはすべて総合職であり、すべての正規雇用労働者に対する役席者比率は令和5年3月末現在で66.0%、また女性役席者比率は27.4%となっている。管理職においては全役席者の32.2%を占めるが、そのうち女性は着実に増えてはきているものの、8.4%に留まっており、この点が男女の賃金の差異が生じている要因と認識している。これを解決するため役職に係わらず、働きやすい職場環境の醸成に、日々注力している。また、所定外時間外労働に関し、男性職員が主体であることも賃金格差が発生している一つの要因である。

非正規雇用労働者については、対象者における女性の割合が95.1%を占めるものの、配偶者の扶養範囲内での労働が主体であり、各々の労働時間が長い男性と比較した場合、差異が生じる状況となっている。